

東日本大震災復興関連事業チェックシート (平成23年度第3次補正予算)										(農林水産省)	
事業名	種苗の放射性物質測定体制の強化				担当部局庁		食料産業局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度				担当課室		新事業創出課		新事業創出課長 遠藤 順也		
会計区分	一般会計				施策名		⑨農業・農村における6次産業化の推進				
根拠法令	—				関係する計画、通知等		—				
事業の目的	福島原子力発電所の放射性物質流出事故の影響により、種苗の輸出に停滞がみられる。このことは商品としての種苗への影響のみならず、国内業者が海外で採種を行うための原種(もと種)の移動にも支障を来すこととなる。国内で供給される野菜の種子の8～9割は、我が国の種苗業者が野菜の種子を輸出し、海外で増殖して逆輸入する種子であり、仮に野菜の種子の円滑な輸出が阻害されれば、今後、国内の野菜の種子の供給に重大な障害が発生するおそれもある。 当事業により、種苗産業及び野菜等生産への放射能流出事故の影響を回避し、被災地域の農林水産業の復興を支援するため、輸出先国等が求める種苗及びその生産ほ場の放射線量等のデータを提供し、輸出市場における信頼回復を図ることとする。										
事業概要	(独)種苗管理センターに「輸出種苗の放射性物資汚染測定・証明」に必要な器具等を整備し、種苗及びその生産ほ場の放射性物質を測定し、輸出先国に科学的なデータを提供することにより、被災地域の種苗の信頼回復を図り、被災地域の復興に向けた取組を強力に支援する。										
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 業務委託等 ☒ 補助 ☐ 貸付 ☐ その他										
23年度予算額 (単位：百万円)	当初		第1次補正		第2次補正		第3次補正		計		
	—		—		—		40		40		
成果目標 (アウトカム)	成果指標		単位	目標値		活動指標 (アウトプット) ※上段()書きは予算措置の累積に係る見込み	活動指標		単位	23年度活動見込	
	種苗の輸出額の回復		億円	19	—		放射性物質の測定点数		点	200	
単位当たりコスト	19,580円／検体				算出根拠		測定機器減価償却額(7,098,650円)÷測定点数(400点)+1点当たり消耗品費等(1,830円)				
事業所管部局による点検											
項 目						内 容					
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。						種苗及びその生産ほ場の放射性物質を測定し、輸出先国に科学的なデータを提供することにより、被災地域の種苗の信頼回復を図り、被災地域の復興に向けた取組を強力に支援することとしており、「復興への提言」第4章(3)①に整合している。					
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。						福島原子力発電所の事故による放射性物質流出の影響により、種苗の取引先や輸出先国から、放射性物質汚染の有無について証明を求められる動きがある中で、種苗の輸出の停滞は、単に商品としての種苗の流通ばかりでなく、海外で増殖して逆輸入する種子の流通にも支障を来すこととなる。このことは、種苗業者ばかりでなく、来年度以降の国内の野菜等の栽培にも支障を生じさせる要因となることから、ニーズがあり、優先度が高い事業である。					
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。						我が国の種苗業者が、種苗を輸出している相手国の中には、輸出しようとする種苗について放射性物質汚染の有無についての政府による証明を求める国がある。(独)種苗管理センターは我が国の公的機関として、既に種苗の栽培履歴(3月11日以前の生産等)等に関する証明書を発行しており、併せて種苗や種苗の生産ほ場の放射性物質汚染の有無についての測定・証明を行うことが効果的である。					
費用対効果や効率性の検証が行われたか。						輸出種苗の放射性物資汚染測定・証明に必要な器具等が整備できない場合の経済的な損失は19億円程度と見込まれる。 整備を行うことにより海外への種苗の輸出が円滑に行えることから費用対効果や効率性は高い。					
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。						(独)種苗管理センターにおいて分析機器を整備し放射性物質汚染の有無についての測定・証明を行い、事業者(種苗業者)へは相応の検査費用の負担を求めることとしており、役割分担は明確となっていると考えている。					
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。						(独)種苗管理センターは、既に種苗の栽培履歴等に関する証明書を発行しており、種苗や種苗の生産ほ場の放射性物質汚染の有無について測定・証明を併せて行うことが合理的である。					
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。						分析機器の納品待ちが多い状況であるが、複数の業者に納品時期や金額の確認を行い、迅速な着手・執行が可能となるよう準備し、進行管理が適切になるようスケジュールを立てている。 また、分析機器設置の際の契約に当たっては、事前に(独)種苗管理センターに設置されている契約監視に係る第三者委員会に諮ることとしており、透明性が確保されていると考えている。					